

移住支援金（東京圏型）簡易チェック表

【移住元の要件】

移住直前の10年間のうち通算5年以上
かつ住民票を移す直前に、連続して1年以上次のいずれかに該当する。

- 東京23区に在住
- 東京圏に在住し、東京23区に通勤

※東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、就業年限（高等専門学校の場合は2年）を上限とした通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
※東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とできる

NO



対象外

ですが！

全国型移住支援金の対象となる場合があります！

全国型チェック表で確認

【移住先】の要件

次のすべてに該当する

- 申請時において、市内に転入後1年以内
- 申請日から5年以上、継続して居住する意思がある

YES



【就業要件】

次のいずれかに該当する（詳細は裏面へ）

- 一般就業
- 関係人口
- 起業
- 専門人材就業
- テレワーク

YES



移住支援金対象

単身の場合

60万円

世帯の場合

100万円

さらに・・・

18歳未満の子供と移住した場合

100万円加算

世帯で申請するには、
移住元と移住先で
同じ世帯にいないとダメ
なんだって！！



【裏面へ】



一般就業で申請する場合（すべて該当）

- 就職先が県の就職マッチングサイト「291JOBS」に移住支援金対象企業として掲載されていること。
- 親族が取締役などの経営を担う法人でないこと。（ただし、農林水産業に就業する場合を除く。）
- 週20時間以上の無期雇用。
- 申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用。



専門人材就業で申請する場合（すべて該当）

- プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業
- 週20時間以上の無期雇用。
- 申請日から5年以上、継続して勤務する意思があり、離職することが前提でない。
- 一時的な勤務地の変更ではなく、新規雇用。



テレワークの場合（すべて該当）

- 所属先企業等からの命令ではなく自己の意思で移住し、移住元での業務を引き続き行う。
- 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）またはこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない。
- テレワークにより勤務することとし、原則として恒常的に通勤をせず、かつ、週20時間以上テレワークを実施する。



関係人口で申請する場合

- 本市が当該移住希望者を個別に本事業における移住希望先の地域の人々との関わりを有する関係人口と認めていること
※対象事業等は様式第1号別紙3「関係人口の対象範囲について」



起業する場合

- 1年以内に福井県が実施する企業支援金の交付決定を受けていること。